

公益財団法人動物環境・福祉協会 E v a 入退会等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第52条第2項の規定に基づき、公益財団法人動物環境・福祉協会 E v a（以下「協会」という。）の会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によって協会の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 協会の会員は賛助会員（以下「会員」という。）と称し、協会の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体とする。

(入会手続)

第3条 会員になろうとする個人又は団体は、協会所定の入会申込書に添付書類を付して提出しなければならない。

2 入会の可否は、理事長が決定する。

(理事会への報告)

第4条 理事長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。

(会費)

第5条 年会費は、次に掲げるところによる。

- ① 個人会員 1口 5千円
- ② 団体会員 1口 3万円

2 会員は、希望する口数の年会費を協会所定の方法により納入しなければならない。

(会費等の使途)

第6条 前条の会費は、その50%以上を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(除名)

第7条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
- (4) 正当な理由がなく会費を1年以上納入しないとき。

2 会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を協会に提出して、任意に退会することができる。

2 前項の場合、会員が納入した会費については、これを返還しない。

（会員の特典）

第9条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 協会が所有する各種施設を優先的に使用すること。
- (2) 協会が刊行する月刊誌（各種資料を含む。）を無料で配布を受けること。
- (3) 協会が主催・共催する研修会、セミナー及びイベント等に、割引料金で参加すること。
- (4) 協会の出版物を割引料金で購入すること。
- (5) その他協会が必要と認めたこと。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般財団法人動物環境・福祉協会E v aの設立の登記の日から施行する。

附 則

平成26年5月19日 一部改正

附 則

平成27年3月17日 一部改正（公益認定による商号変更）

附 則

この規則は、令和6年3月5日から施行する。